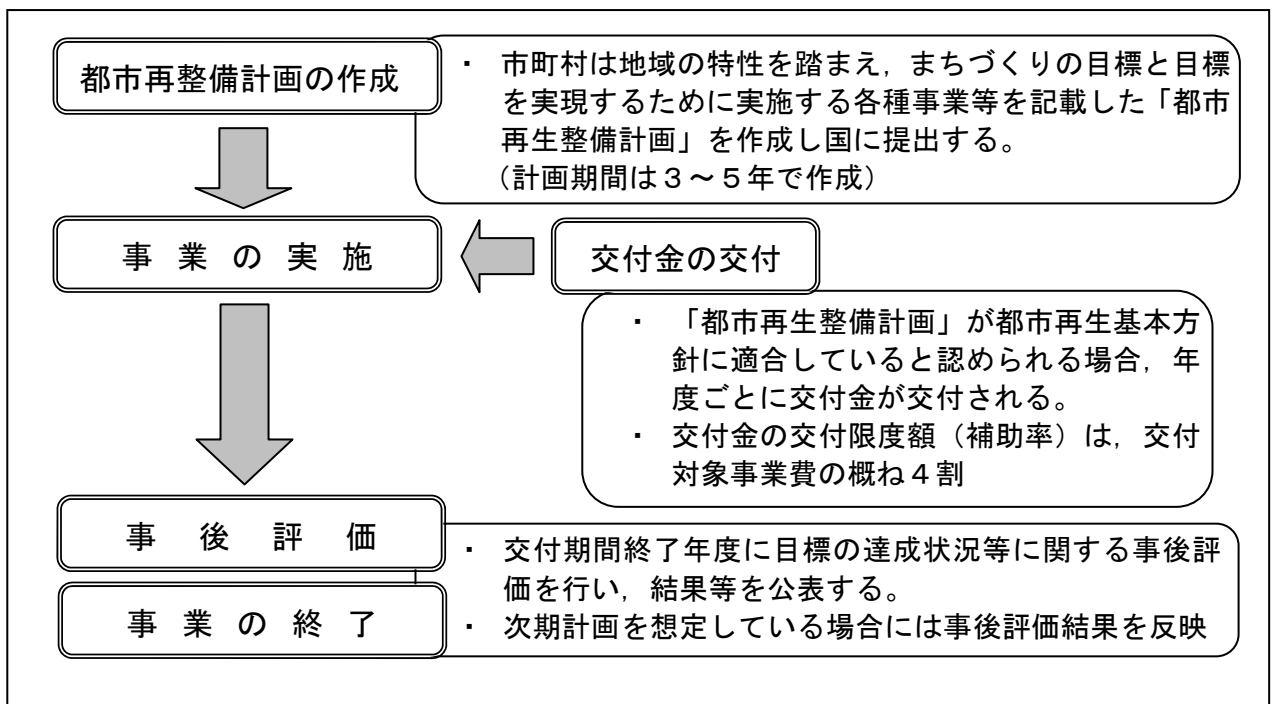


「まちづくり交付金」制度について(平成 16 年度 国土交通省創設)

1. まちづくり交付金とは

「まちづくり交付金」は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として平成16年度に創設された制度。

2. まちづくり交付金の概要



●都市再生整備計画について

市町村は、「まちづくり交付金」の交付を受けようとするときには、「都市再生整備計画」を国土交通大臣に提出します。「都市再生整備計画」には、交付期間、まちづくりの目標、目標の実現状況を定量化する指標、交付期間内に実施する事業等を記載する。

3. まちづくり交付金制度における事後評価について

(1) 目的

- まちづくり交付金をもたらした成果(都市再生整備計画に定めたまちづくり目標の達成)等を客観的に検証して、今後のまちづくりのあり方を検討することや事業の成果を住民にわかりやすく説明することを目的とする。

(2) 事後評価の実施主体と実施時期

- 交付終了年度に市町村が実施

※ 評価実施時に事業が完了しているか否かに関わらず、交付終了年度に実施。

※ 事後評価時に計測できない指標は、「見込み」の値により評価を行い、翌年度以降にフォローアップを実施。

4. 事後評価の流れ

(1) 方法書の作成（4～5月）

方法書の作成

- ・事後評価をいつ、どのような作業で進めていくのかをまとめた方法書を作成
- ・交付終了年度の初頭までに作成し、国へ提出

(2) 事業の成果及び実施過程の検証

●まちづくりの目標等の達成状況を確認

①成果の評価

- ・事業の実施状況
- ・都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況
- ・その他の数値指標による効果発現の計測

②実施過程の評価

- ・数値目標の達成状況の結果に至るまでの実施過程を検証

●今後のまちづくりを検討

③効果発現要因の整理（課題の抽出等）

- ・指標の改善と事業の関連性等、成功要因・失敗要因の整理
- ・成果と実施過程の関係性の整理

④今後のまちづくり方策の作成

- ・事業終了後におけるまちづくりの方策（実施方針、具体の施策・事業等）を作成

●評価結果をチェック

（意見の反映）

⑤事後評価原案の作成と公表（10月頃）

- ・事後評価原案を作成
- ・住民に対し公表し、寄せられた意見等を評価結果に反映

⑥まちづくり交付金評価委員会による審議（11～12月）

- ・事後評価結果の合理性・客観性を担保するため、有識者などにより構成される第三者機関事後評価の審議
- ・審議により寄せられた意見等を評価結果に反映

⑦評価結果のまとめ（12月末）

- ・寄せられた意見等を反映して、評価結果を取りまとめる

⑧評価結果の国への報告と公表（3月）

- ・国への報告を行い、必要に応じ助言を受ける
- ・国より助言を受けた場合は、速やかに修正を行う
- ・取りまとめた評価結果を住民に対し公表

(3) フォローアップの実施（翌年度）

フォローアップの実施（評価の確定）

- ・改善策を実施した場合、達成状況の検証に見込み値を用いた場合、改めて目標の達成状況を確認
- ・適切な時期（原則、交付終了の翌年度）に実施

5. 「まちづくり交付金評価委員会」について

(1) 目的

事後評価等が適切に実施されたことを中立・公正な立場で審議する（適切に遂行されたことを確認し、必要な意見を述べる）こと。

(2) 審議の内容

① 事後評価手続き等に係る審議

⇒ 事後評価の手続き及び都市再生整備計画の目標の達成状況の確認や事後評価結果についてその妥当性を審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認められた場合は、意見の具申を行うこと。

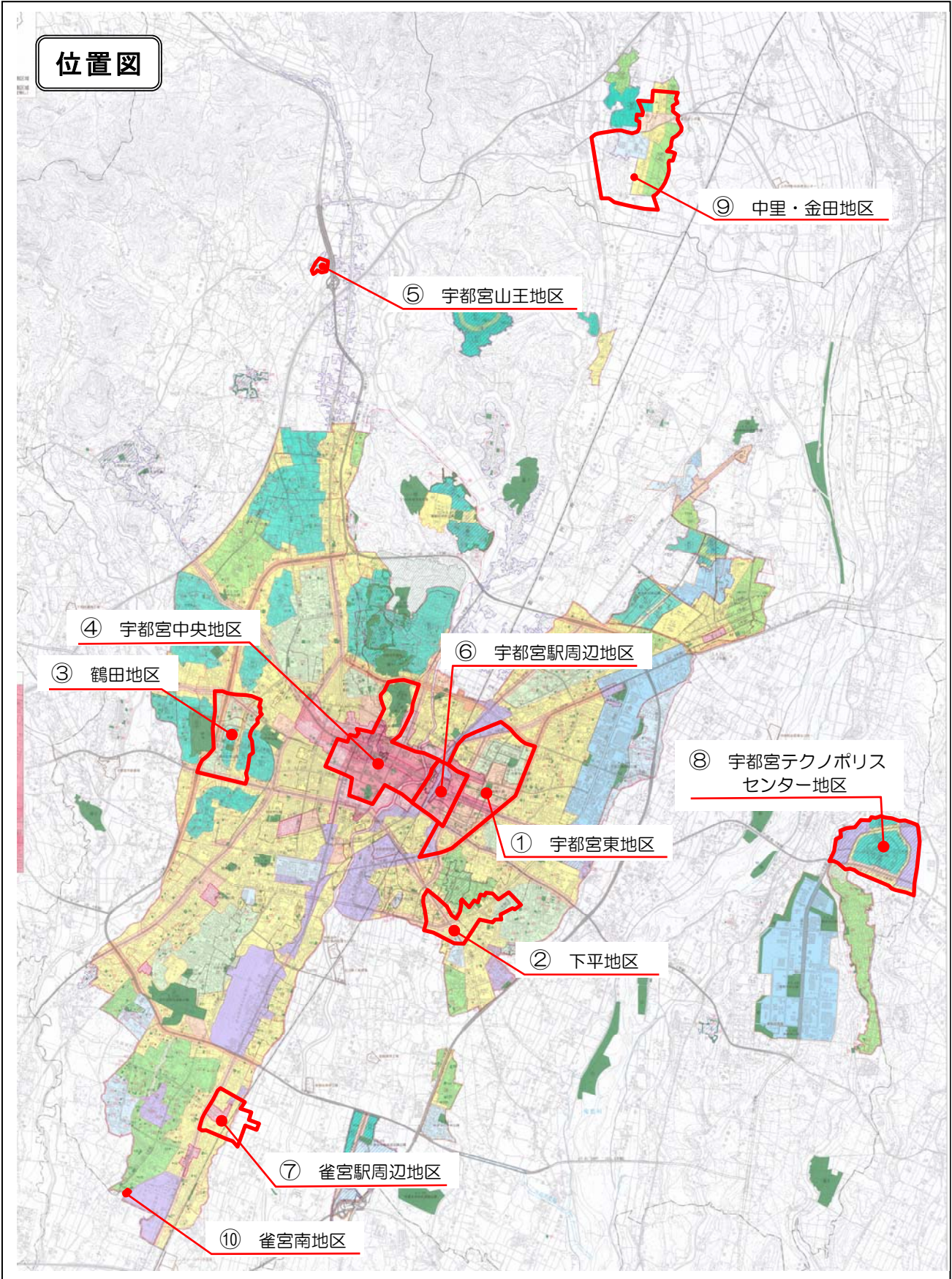
② 今後のまちづくり方策等に係る審議

⇒ 今後のまちづくり方策等の内容の妥当性について審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認められた場合は、意見の具申を行うこと。

【参考】宇都宮市における「まちづくり交付金」の活用地区（「位置図」参照）

地区名	面積 (ha)	計画期間(年度)		主な事業	備考
		開始	終了		
① 宇都宮東地区	246.0	H16	H19	土地区画整理事業（駅東第3地区、城東地区）、公園整備等	平成19年度完了予定
② 下平地区	93.9	H16	H19	土地区画整理事業（下平地区、宇大東南部第1地区）、公園整備等	平成19年度完了予定
3 鶴田地区	129.0	H16	H20	土地区画整理事業地（鶴田第1地区、鶴田第2地区）、公園整備等	
4 宇都宮中央地区	240.0	H17	H21	宇都宮城址公園整備、オリオン市民広場の整備、みはし通り整備等	
⑤ 宇都宮山王地区	6.7	H17	H19	山王市営住宅整備、公園整備等	平成19年度完了予定
6 宇都宮駅周辺地区	71.0	H18	H22	駅東口広場施設整備、拠点施設整備、駅西口バリアフリー事業等	
7 雀宮駅周辺地区	65.1	H19	H23	橋上駅舎整備、駅東口広場整備、第3図書館整備、道路整備等	
8 宇都宮テクノポリスセンター地区	177.2	H19	H23	土地区画整理事業（宇都宮テクノポリスセンター地区）、公園整備等	
9 中里・金田地区	230.0	H19	H23	区画整理区域内等の道路整備、公園整備等	
10 雀宮南地区	5.6	H16	H20	上原市営住宅整備、公園整備等	事後評価不要

位置図



宇都宮市まちづくり交付金評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇都宮市まちづくり交付金評価委員会（以下「委員会」という）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本市が実施するまちづくり交付金事業について、国の定める「まちづくり交付金事後評価実施要領（平成18年4月1日国土交通省制定）」に基づき委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 まちづくり交付金評価委員会の役割は次の各号のとおりとする。

(1) 事後評価に係る審議

委員会は、事後評価の手続き及び都市再生整備計画で設定された目標の達成状況等についてその妥当性を審議し、不適切な点または改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行うものとする。

(2) 今後のまちづくり方策等にかかる審議

委員会は、今後のまちづくりの方策等の内容の妥当性について審議し、不適切な点または改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行うものとする。

(組織)

第4条 委員会は、学識経験のある有識者等の中から、市長が任命した5人以内の者（以下「委員」という。）で組織する。

(任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第6条 委員会に、特別な事項を審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別な事項の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き，任命された委員のうちから委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は，会務を総理し，委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(召集及び議事)

第8条 委員会の会議は，委員長が召集し，委員長がその議長となる。

3 委員会は，委員及び議事に関する臨時委員の総数の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

4 委員会の議事は，出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第9条 委員会は，必要があると認めるときは，関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は，都市開発部都市計画課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営について必要な事項は，委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は，平成19年9月1日から施行する。

宇都宮市まちづくり交付金評価委員会運営要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、宇都宮市まちづくり交付金評価委員会設置要綱（以下「設置要綱」という）第11条の規定に基づき宇都宮市まちづくり交付金評価委員会（以下「委員会」という）の運営に関し、必要な事項を定める。

（会議の公開）

第2条 委員会の会議は、これを公開とする。ただし、委員長は、出席した委員の2分の1以上が必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限し、又は傍聴人を退場させることができる。

（議事録）

第3条 委員会の会議については、議事録を作成し、出席者の氏名、会議の概要その他重要な事項を記載しなければならない。

2 議事録には、委員長が指名する委員2名が署名しなければならない。

（幹事）

第4条 委員会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、委員会の所掌事務について、委員、臨時委員を補佐する。

（議案の送付）

第5条 委員長は、会議の開催日の5日前までに、会議の議案を委員に通知しなければならない。ただし、委員長が急務を要すると認めた議案については、この限りではない。

（委員の発言）

第6条 委員及び幹事等の発言は、委員長の許可のもとに行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成19年11月12日から施行する。

附属機関等の会議の公開に関する要領

1 目的

この要領は、市政に対する市民の理解と信頼を高めるため、附属機関等の会議の公開について必要な事項を定めることにより、その審議等の状況を市民に明らかにし、もって公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

2 対象

この要領の対象は、すべての附属機関等（法律又は条例により設置される附属機関、規則・要綱により設置される懇談会をいう。以下同じ。）の会議について適用する。

3 附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
- (2) 当該会議において、宇都宮市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

4 公開・非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開又は非公開は、前記3に定める附属機関等の会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議等において決定するものとする。
- (2) 附属機関等は、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 市長は、附属機関等が会議を公開するかどうかについて、公開基準に沿って適切に対応することができるよう、必要な調整を行うものとする。

5 公開の方法

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 附属機関等が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の周知

附属機関等の事務を担当する課、室、所等（以下「担当課等」という。）は、会議の開催に当たっては、公開・非公開にかかわらず、当該会議開催日の2週間前までに、次

の事項を記載した文書を本庁及び主要な出先機関並びに市のホームページに掲示するとともに、報道機関へ資料提供するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要性が生じたときは、この限りでない。

ア 会議の名称

イ 開催日時

ウ 場所

エ 議題

オ 会議の公開又は非公開の別

カ 会議を非公開とする場合にあっては、その理由

キ 傍聴者の定員

ク 傍聴手続

ケ その他必要な事項

7 会議録の作成

附属機関等は、会議の公開・非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

8 会議録の閲覧

附属機関等は、公開した会議の議事録及び会議資料について、その写しを一般の閲覧に供するものとする。

9 報告書の作成及び公表

会議の公開に関する状況を把握するため、行政経営部行政経営課長は、年度終了後速やかに必要な調査を実施の上、報告書を作成し、公表しなければならない。

10 適用期日

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。